

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）３３１条１項及び７２条の６８第１項並びに地方法人特別税等に関する暫定措置法１０条の各規定に基づく各差押処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１ 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第２ 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、法人事業税・地方法人特別税及び法人都民税（以下併せて「法人事業税等」という。）に係る各滞納金（以下、別紙１「滞納金額内訳一覧表」の符号に従い「滞納金１」などといい、併せて「本件各滞納金」という。各滞納金の処理経過は、別紙２「処理経過一覧表」のとおり）を徴収するために、請求人に対して行った各差押処分（以下併せて「本件各処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第３ 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件各処分はいずれも取り消すべきであると主張している。

平成２９年５月期、平成３０年５月期、令和１年５月期及び令和２年５月期について〇〇税務署から法人税の調査を受けたが、代表者の知らないうちに令和３年３月に修正申告書が受理されていた。その修正申告書に捺印されていた印影は会社の所有する印鑑とは異なっている。修正申告無効の訴えを提出中である。

第４ 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 8月30日	諮問
令和6年11月18日	審議（第94回第3部会）
令和6年12月18日	審議（第95回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法人都民税の督促・滞納処分

ア 法人都民税に関する法の規定

法734条2項2号は、都は、その特別区の存する区域内において、法人に対し、都民税を課するものとする。この場合、同条3項により、法第3章第1節の規定が準用される。

イ 督促

法329条1項は、法人の都民税の納税者が納期限（法321条の11の規定による更正又は決定があった場合においては、不足税額の納期限をいい、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）までに法人の都民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、都の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならないとしている。

ウ 滞納処分

法331条1項1号は、法人の都民税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る法人の都民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、都の徴税吏員は、当該法人の都民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないとしている。

同条6項は、法人の都民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法（以下「徴収法」という。）に規定する滞納処分の例によるとしている。

(2) 法人事業税の督促・滞納処分

ア 法人事業税に関する法の規定

法 7 3 4 条 1 項は、都は、その特別区の存する区域において、事業税を課するものとする。この場合、法 1 条 2 項により、道府県に関する法の規定が準用される。

イ 督促

法 7 2 条の 6 6 第 1 項は、納税者が納期限（法人の行う事業に対する事業税について更正又は決定があった場合においては、不足税額の納期限をいう。）までに事業税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、都の徴税吏員は、納期限後 2 0 日以内に、督促状を発しなければならないとしている。

ウ 滞納処分

法 7 2 条の 6 8 第 1 項 1 号は、事業税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 1 0 日を経過した日までにその督促に係る事業税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、都の徴税吏員は、当該事業税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならないとしている。

同条 6 項は、事業税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、徴収法に規定する滞納処分の例によるとしている。

(3) 地方法人特別税

地方法人特別税等に関する暫定措置法 1 0 条は、地方法人特別税の賦課徴収は、同法 8 条及び 1 6 条に定めるものを除くほか、都道府県が、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収の例により、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収と併せて行うものとしている。

(4) 徴収法における滞納処分

滞納処分及び捜索に関連する徴収法の規定は、次のとおりである（以下、徴収法において「徴収職員」とあるものは「徴税吏員」とするほか、必要な読替えを行う。）。

ア 徴収法 5 4 条は、徴税吏員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が動産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならないとしている（柱書及び 1 号）。

イ 徴収法 7 1 条 1 項は、道路運送車両法の規定により登録を受けた自動車の差押えについては、同法 6 8 条 1 項から 4 項まで（不動産の差押えの手続及び効力発生時期）の規定を準用するとして

いる。同条1項は、不動産の差押は滞納者に対する差押書の送達により行うとし、同条2項は、第1項の差押の効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずるとし、同条3項は、不動産を差し押さえたときは、差押の登記を関係機関に囑託しなければならないとし、同条4項は、第3項の差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、第2項の規定にかかわらず、その差押の登記がされた時に差押の効力が生ずるとしている。

(5) 課税処分と滞納処分

課税処分と滞納処分とは、それぞれ目的及び効果を異にし、両処分はそれ自体で完結する別個の行政処分であるところ、滞納処分は有効な課税処分を前提としてなされるべきものであるから、課税処分が当然無効であるか又は違法を理由として取り消されたときは、これに基づく滞納処分も違法となり得るが、課税処分の違法が単に取り消し得べき瑕疵に過ぎないときは、取り消されない限りその課税処分は依然として有効であるから、その課税処分の違法を理由として滞納処分の取消しを求めることはできないと解される（広島高等裁判所昭和26年7月4日判決・行政事件裁判例集2巻8号1167頁）。

2 本件各処分についての検討

これを本件についてみると、令和3年8月25日に滞納金2ないし4について、また、同年9月28日に滞納金1について、処分庁は請求人に対してそれぞれ督促状を発付したが、各督促状の発付日から起算して10日を経過しても本件各滞納金は完納されなかった。

そこで、処分庁は、令和4年12月15日、本件各差押調書の謄本等を送付して、本件各差押財産（登録自動車）の差押えの登録を東京運輸支局長等に囑託し、同月16日に本件各差押財産の差押えの登記が完了したことから、同月21日に本件各差押調書を請求人に送付し、本件各差押調書は同月22日に送達されたことが認められる。

法人事業税等に係る滞納金については、督促状が発せられた日から起算して10日を経過した日までに当該滞納金が完納されないときは、徴税吏員は、当該滞納金について滞納者の財産を差し押さえないとされていることからすれば（1・(1)・イ）、本件各処分は、いずれも上記1の法令の定めに従って適正に行われたものであり、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、〇〇税務署で令和3年3月に受理されていた修正申告書の印影が自社所有の印鑑とは異なっているから修正申告は無効であり、そのため本件各処分も違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかし、課税処分と滞納処分とは目的及び効果の異なる別個の行政処分であるところ、滞納処分は有効な課税処分を前提としてなされるべきものであるから、課税処分が当然無効であるか又は違法を理由として取り消されたときは、これに基づく滞納処分も違法となり得るが(1・(5))、本件各審査請求において、本件各処分の前提となる法人事業税等の更正処分等が当然無効であり、又は違法を理由として取り消されたと認めるに足りる主張・立証はない。かかる請求人の主張は、本件各処分を取り消すべき理由とは認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子

別紙1及び別紙2(略)